

平成27年度
新分野創成センターブレインサイエンス研究分野
プロジェクト公募要領

平成27年3月

自然科学研究機構

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 公募の内容	1
3. 経費	1
4. 応募書類の提出方法等	2
5. 審査等	3
6. 実施報告書及び研究の成果について	3
7. その他	3

(別紙) プロジェクト実施計画書

(別添) 委託研究契約書 (ひな型)

1. 事業の趣旨

自然科学研究機構は、分野間連携研究を促進し、独創的かつ新規性のある研究を創成することやそれによる新たな研究分野を確立することにより国際的な学術拠点を形成することを目指しています。

本プロジェクトは、霊長類の認知ゲノミクスに関する研究、特に若手の挑戦を支援することで、新分野創成センターブレインサイエンス研究分野の活動を推進することを目的としています。本プロジェクトを通じ、独創的、先駆的なブレインサイエンス研究の支援を行うため公募を行うものです。

2. 公募の内容

(1) 対象となる研究内容

霊長類の認知ゲノミクスに関する研究（分子生物学やゲノム科学に関する新しい方法論や情報生物学についての研究を含む。マウス・ラットを対象とする研究であっても、霊長類の研究へと将来つながるものであることが明確に示された研究は対象とする。）特に若手研究者の挑戦に期待する。

(2) 研究実施体制

プロジェクトに応募する研究代表者と研究に協力する連携協力者で研究を実施する。

研究代表者は、プロジェクト全体に係る責任を有するとともに、研究費の執行における責任を担う者とする。

採択後、自然科学研究機構と研究代表者の所属する研究機関との間で委託研究契約（自然科学研究機構に属する研究機関を除く。）を締結し、研究代表者と所属研究機関の責任のもとで研究を実施する。

(3) 研究期間

委託研究契約締結日（自然科学研究機構に属する研究機関は採択通知日）～平成28年3月31日

(4) 応募資格

プロジェクト経費の執行・管理を行うことが可能な研究機関に所属する脳科学関係の若手研究者（平成27年4月1日時点で45歳未満の若手研究者）

原則として、継続課題に関しては3年までとする。ただし、必要性があれば、その旨を計画書に記載することで応募を可とする。

(5) 金額

1件 200万円を上限とする。

(6) 採択予定数

10件程度まで

3. 経費

経費の使途

プロジェクトを実施する上で直接必要となる経費（物品費、旅費、謝金等、その他経費（印刷製本費、通信運搬費、会議費等））及び一般管理費に使用することが出来ます。

なお、平成26年度から、研究に必要な経費の10%を限度に、当該研究プロジェクト経費の内枠として一般管理費を計上し、当該研究プロジェクトに申請できることとしました。

執行に当たっては、所属研究機関の会計規則等に従って執行していただきます。

各経費については、以下を参考としてください。

○直接経費

① 物品費

物品（設備・備品を含む）を購入するための経費

② 旅費

研究代表者、連携研究者及びその他の研究協力者の海外・国内出張及び招へいのための経費。

③ 謝金等

研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識・技術の提供等）をする者に対し、謝金、報酬、賃金、派遣職員の対価への支払いのための経費。

④ その他

①～③の経費のほか、当該研究を実施するための経費。

（例；通信費、運搬費、会議費（アルコール類を除く）、印刷費、製本費など）

⑤ 一般管理費

研究の実施に伴い研究機関の維持・運営及び管理事務等に必要経費

4. 応募書類の提出方法等

（1）応募書類

プロジェクト実施計画書・・・別紙

応募書類は、下記のURL（自然科学研究機構新分野創成センターブレインサイエンス研究分野ホームページ）より、ダウンロードし、Microsoft Word形式のファイルにて提出してください。

なお、プロジェクト実施計画書に画像等を含める場合は、PDF形式のファイルも合わせて提出してください。

http://cnsi.nins.jp/brain/2015project_announcement/

（2）提出方法

応募者は、所属研究機関の事務を通じ、平成27年5月18日（月）17時までに、電子メールにて以下の送付先に送付してください。

【応募書類送付先】

自然科学研究機構 事務局企画連携課研究支援係（新分野創成センター事務担当）

E-mail : cnsi-jimu@nins.jp

(3) 留意事項

応募者は、別添の委託研究契約書（ひな型）により、契約の締結が支障なく行えることを確認の上、応募してください。

5. 審査等

本プロジェクトの審査は、応募書類に基づき、自然科学研究機構新分野創成センターブレインサイエンス研究分野教授会議で行います。審査は非公開で行われます。（採択された場合は、採択情報が公開されます。）

6. 実施報告書及び研究の成果について

(1) 実施報告書の提出について

実施報告書を研究期間終了後又は中止の翌日から30日以内に提出してください。

(2) プロジェクト成果発表会

平成27年度末に開催するプロジェクト成果発表会において、研究代表者からプロジェクトの成果を発表いただきます。詳細については、採択者に別途通知します。

(3) 研究の成果について

論文等によりプロジェクトの成果を発表する場合には、論文等の謝辞に新分野創成センターブレインサイエンス研究分野のプロジェクト経費による研究の成果であることを必ず記載してください。

※ 謝辞の例

(和文) 本研究は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センターブレインサイエンス研究分野プロジェクト（*****）の助成を受けたものである。

(英文) This work is supported by the Brain Sciences Project of the Center for Novel Science Initiatives (CNSI), National Institutes of Natural Sciences (NINS) (Grant Number *****).

「*****」は課題番号（採択通知に記載します）

7. その他

本公募に関するご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。

自然科学研究機構 事務局企画連携課研究支援係（新分野創成センター事務担当）

TEL : 03-5425-2039

FAX : 03-5425-2049

E-mail : cnsi-jimu@nins.jp

(別 添)

委託研究契約書 (案)

委託者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 (以下「甲」という。) と受託者 ●●●●●●●●
●大学 (以下「乙」という。) は、別紙「プロジェクト実施計画書」 (以下「実施計画書」という。) の研究を実施するために、次のとおり委託研究契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところとする。

- 一 研究担当者とは、実施計画書に掲げる「研究代表者」、「連携研究者」をいう。
- 二 研究代表者とは、乙に所属し本契約の実施計画書に掲げる研究の遂行に関して責任を持つ研究者をいう。
- 三 連携研究者とは、第一号の「研究担当者」のうち研究代表者以外の者であって、甲の同意を得た上で本委託研究に協力する者をいう。

(委託研究の実施)

第2条 甲は、実施計画書の研究の実施を乙に委託する。

(委託研究費の額)

第3条 甲は、委託研究費として

金 ●, ●●●, ●●●円 (消費税及び地方消費税含む。)
を乙に支払うものとする。

2 経費の内訳は実施計画書に沿うものとする。

(委託研究費の支払い)

第4条 甲は、本契約に基づき乙の発行する請求書により、委託研究費の全額を一括して支払うものとする。

(経理)

第5条 委託研究費の経理は、乙における会計規程等の定めるところにより乙が行い、帳簿を備え、収支状況を記載し、その支出を証する書類を整理・保管し、甲の求めに応じ閲覧に供する用意をしておかなければならない。

2 本契約に関し甲が必要と認める場合は、乙に理由を示し調査を求め又は自ら調査することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

3 乙は、本委託研究の実施に使用した委託研究費の経理書類を、委託研究完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委託研究費により取得した備品等の帰属)

第6条 委託研究費により取得した設備・備品等の所有権は、乙に帰属するものとする。

(実施報告書)

第7条 乙は、研究期間終了後又は中止の翌日から30日以内に本委託研究に係る実施報告書を甲に提出するものとする。

(知的財産の帰属)

第8条 前条に規定する「実施報告書」についての著作権は、甲に帰属するものとする。

2 本委託研究の結果生じた知的財産権は前項の規定を除き、乙又は研究担当者に帰属するものとする。

(契約の解除等)

第9条 甲は、次の各号に該当する場合、直ちに本契約を解除することができるものとする。

一 乙又は研究担当者が、本契約に違反し、又は本契約の履行に関し不当な行為又は委託研究費の不正使用が認められたとき

二 乙又は研究担当者が、本委託研究の目的を達成することが不可能となったとき

2 乙は、甲が委託研究費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

(委託研究費の返還等)

第10条 甲は、前条第1項の規定により本契約を解除する場合には、解除の期日を指定した上で、第7条の規定に従い、乙から実施報告書を提出させるとともに、委託研究費の全部又は一部を返還させることができる。

2 甲は、本契約の研究期間が満了した後において、前条第1項に定める解除事由に相当する事実が認められた場合は、前項に準じ委託研究費の返還を求めることができる。

3 本契約期間終了後、委託研究費の額に残額が生じた場合には、乙は速やかに返還しなければならない。

4 前条第1項により本契約が解除された結果、乙が、甲又は第三者に損害を与えたときには乙がその賠償の責任を負う。

(延滞金)

第11条 乙は、第10条第1項及び第2項の規定により委託研究費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入した日までの日数に応じ、その未納入額につき年5%の割合で計算した延滞金を甲に納入しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(不正、不当な行為又は委託研究費の不正使用に係る調査の実施)

第12条 乙は、本契約に違反し、又は本契約の履行に関し不正、不当な行為又は委託研究費の不正使用があった場合（これらの疑いのある場合を含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を甲に

報告するものとする。

(不正、不当に伴う返還金にかかる加算金)

第13条 乙は、第12条に基づく調査の結果、第9条第1項及び第10条第1項の規定により委託研究費の返還を命ぜられたときは、返還金にかかる委託研究費の受領の日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、返還金の額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年5%の割合で計算した加算金を甲に納入しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(秘密の保持)

第14条 甲又は乙は、本委託研究を実施するにあたり知り得た相手方の秘密については、事前の書面による同意なく他に漏らしてはならない。

(研究成果の公開)

第15条 本委託研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期・方法などについては、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、故意又は過失（研究担当者その他本契約に基づく研究及び関連する業務に従事している組織内の人員の故意又は重大な過失を含む。）により相手方又は第三者に損害を与えたときには、その損害に対して賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第17条 本契約の有効期間は、実施計画書に記載の研究期間とする。

2 本契約の終了後又は解除後も、第5条及び第10条、第14条から第19条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項については、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴えは、甲の所在地とする東京地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

